

第三者評価結果

事業所名：キッズパートナー弘明寺

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は法人の保育理念、保育方針、保育目標にもとづいて、子どもや家庭の状況、保護者支援及び地域の子育て支援などを考慮して一貫性、連続性のある計画を作成しています。全体的な計画の「保育所の社会的責任」欄には、人権に配慮し、子どもの人格の尊重を明記し、年齢ごとの保育目標・保育内容とともに年間指導計画の基礎事項を明示しています。年齢ごとの養護と教育（三つの視点）及び食育の保育内容も明示されています。全体的な計画は、3月末の職員会議で振り返りや反省を行い、職員が話し合いをしています。職員から出された反省や自己評価結果をもとに、主任と園長が全体的な計画を立てています。年度初めの職員会議で全体的な計画について見直す機会を設けています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 保育室は採光が良く明るく、室内の温・湿度は季節に合わせ管理しています。加湿機能付き空気清浄機を設置し換気も適宜行っています。熱中症計を設置し、散歩時には携帯用を持参しています。安全衛生委員会が、月に1回施設内外の安全を点検し、危険個所の有無をチェックしています。毎日の清掃及び用具や玩具の消毒を定期的に行い清潔な環境を維持しています。午睡用寝具の衛生管理は、0歳児は布団、1歳児からはコットを使用し、保護者の協力を得て衛生管理をしています。今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため特に徹底しています。2階の保育室はワンフロアを仕切って使用しています。家具や棚、柵等の配置に工夫を施し、子どもがくつろいで過ごせる場所の設定に配慮しています。4歳児と5歳児の保育室は仕切りにカーテンも取り付け、視界を完全にさえぎり独立した空間が確保できています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に「情緒の安定が図れる安全で安心して過ごせる環境を提供します」を掲げて、子どもの気持ちを大切にすることを全職員が認識し保育を実践しています。保育士は子どもの表情や様子から、その日の状態を把握し、子どもの気持ちを受け止めて、安心感のもとに自分の気持ちを表現できるように対応しています。そして友だちの気持ちも大切にすることを年齢に応じて伝えていきます。子どもの気持ちや欲求を受け止めていくために子どもの個人差を把握し、職員同士が連携して対応しています。集団に加わるのが難しい子どもには無理強いせず、子どもの気持ちを汲み取りながら対応しています。子どもの状況の変化は職員の申し送りでも共有し、全員が確認しています。「不適切な保育」の研修を受けて「人権擁護のセルフチェック」を年2回実施し保育の振り返りを行い、急かす言葉や制止する言葉は使わないようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園は、子どもの発達や成長、個別の環境の違いを把握し一日の生活の流れが分かり、基本的な生活習慣が身につくように支援しています。絵やカードで物の置き場が分かるようにし、個別のシールで自分のものが分かり、自分で出し入れできるようにしています。乳児は散歩から帰ると靴下を脱いで、自分の場所へ片付けています。子どもが自分のやりたいという気持ちを大切に育て、自分で出来たという自信につなげ、「できたね」と、ともに喜び、次の意欲が育つようにしています。幼児は遊びの後の片づけが雑にならないように丁寧に行うことの大切さが分かり、自主的に行動できることを大切に援助しています。毎日の生活は子どもの状態に応じて活動と休息のバランスが保てるよう工夫をしています。保育室内を仕切り、コーナーを設置して遊びや、くつろげる空間を確保し、基本的な生活習慣を身につけることの大切さを、子どもが理解できるように働きかけをしています。保育室内に設置している棚等には耐震対策が行われています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの年齢や発達に合わせて室内環境を整え、主体的に活動できるように教材や玩具を子どもの手の届く場所に用意し、自由に使えるようにしています。子どもが自分の思いやアイデアを形にできるように様々な素材や材料を揃えています。子どもたちの「やりたい」という思いや興味あるものを受け入れ、保育の中に取り入れています。子どもが好きな遊びを選んで遊んだ後は、自分で片付けることの必要性を伝えて習慣にできるようにしています。天気の良い日は、公園へ出かけて走ったり、鬼ごっこをするなど全身を使った遊びを取り入れ、交通ルールや公園の利用の仕方など社会的ルールも学んでいます。室内運動遊びはスロープマットやリズム運動を取り入れています。毎月1回地域のふれあいパークに参加し、焚火や水鉄砲遊びを経験し地域との交流があります。また外部から講師を招き月2回体操教室を行っています。子ども同士の関りの中で自分の思いを話す、相手の話を聞くことを大切にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児クラスは、最初は担任制をとり、子どもとスキンシップを図りながら愛着関係を育て安心して過ごせるようにしています。保護者とは登降園時や連絡帳アプリを使って連携を図り、子どもの体調や発達、家庭環境に応じた保育を行えるようにしています。ゆったりした雰囲気の中で穏やかな語りかけを行い、子どもの表情や喃語から思いや欲求を汲み取るようにしています。子どもが園での生活に慣れてきた頃から、担当職員がいなくても合同保育で対応できるよう他の職員と関わる機会を増やしています。子どもの発達や個性に合わせて遊びや玩具を揃え成長と共に入れ替えをしています。室内の環境は活動の場とくつろげる場を設け、床にクッション性のあるマットを使用しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1、2歳児の成長は個人差が大きいいため子ども一人ひとりの発達の段階を見極め職員間で共通認識を図り、適切に援助できるようにしています。保育士は子どもが自分で「やりたい」という気持ちを汲み取り、代弁し「寄り添う」「見守る」を大切にし、必要な時には手を差し伸べてやり方をアドバイスしたり、手助けをしています。自分でできた時にはたくさん褒め、子どもが満足感や自信を持てるようにしています。玩具の取り合いなど子ども同士の関りにおいて仲立ちをする際は、双方の話をよく聞いて、気持ちをしっかり受け止めて対応しています。友だちとのトラブルを通して人との関わり方を学び、約束事やルールを知り、守ろうとする心が育つようにしています。2才児は異年齢保育で3歳児と手をつないで散歩に出かけ、3才児が「走らないで」など声かけをする姿や行動を見て学んだり、進級する楽しみを持てるようにしています。おむつ交換や、トイレトレーニングは個別にタイミングを見計らい、保護者と連携して行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 各クラスが発達に合わせて活動内容で、楽しむことに重点をおいた保育を心がけ、保護者へはその日の様子を、ICTアプリを通して文章や写真で伝えています。3歳児は集団の中で見通しを持った行動や、集団の中で友だちとの関わり、自分の思いを上手く表現できない時などに様子を見て対応し、4歳児は友だちとのトラブルを経験していく中で相手の気持ちを考えたり、自分の思いを言葉にして伝えることを学べるようにしています。5歳児は集団の中で個性を生かしながら協力して一つのことをやり遂げ、自分で経験したことや感じたことを言葉や絵で表現できるようにしています。集団で過ごしていく中で、行事準備や練習の段階で友だちとの意見のぶつかり合いや協力して何かを作り上げていくことの必要性や大切さを学べるようにしています。今年はダンボールで御神輿を造り、色付けなどを工夫して仕上げています。就学に向けて文字をなぞるなどの取組をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 障害のある子どもの特性に配慮した個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けて保育にあたっています。保護者と連携し、他の子どもたちと一緒に保育を行っています。個別指導計画にもとづいて、子どもの状況と成長に応じた保育を行い、配慮が必要な子どもには保育者が1名付き、子ども同士の関わりに配慮しながら、共に成長できるよう援助しています。保護者と連携を密にして、子どもたちの園生活を支援しています。必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受け、職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ています。当該児の保護者には、情報の共有について事前に承諾を得て、クラス懇談会の場で他の保護者への理解を促すようにしています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 指導計画の「長時間にわたる保育」欄には年齢ごとの配慮事項を記載し、安心・安全な環境を整えるようにしています。長時間になるため子どもの体調や疲れに配慮し、体を動かして遊べる場所や静かに過ごせる場所を工夫し環境を整えています。乳児は保育士に抱かれて本を読んでもらったり、年長児が本を読んであげたりすることもあり、異年齢交流の中で優しさが育まれています。子どもの在園時間を配慮した補食等の提供はありません。子どもの生活の連続性が保てるように担当職員は申し送り事項を、メモに残し保護者へ伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 今年度の全体的な計画に、「小学校との連携（接続）」を挙げており、全体的な計画をもとに5歳児の指導計画を作成して保育の実践につなげています。例年は、5歳児クラスは小学校を訪問し、校内の見学や1年生との交流を図っていましたが、新型コロナウイルス感染予防のため今年は中止となっています。小学校の様子が分かるように小学校近隣を散歩しています。小学校生活に向けて、生活のリズムを整え、文字や数、ドリル、英会話の時間を設けて実践しています。小学校の先生が来園されたり、電話で連絡を取り合っています。保護者とは個別面談を行い、就学までの過ごし方や個々の目標などについて話し合いを予定しています。南区の「幼・保・小研修会」に園長、クラス担任が出席し就学を目指した保育について情報収集しています。保育所児童保育要録は、5才児の担任保育士が作成し、主任と園長が最終確認を行って就学先の小学校へ郵送提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>b</p>
<p><コメント> 健康管理、年間保健計画、健康台帳を作成し、子どもの健康管理をしています。入園時の重要事項説明書にも健康管理、感染症等に関する注意事項を記載し保護者に伝えています。入園時のアセスメントシートや面談で子どもの健康状態を把握し、児童票に記入しています。朝の受け入れ時には子どもの表情や様子の確認と、保護者からの情報及び1日4回の検温で、子どもの健康状態を把握し、職員間で共有しています。保育中の体調不良や怪我は、記録して全職員が把握しています。状況により保護者にお迎えを依頼することもあります。乳児は午睡時に、SIDSについて自動センサーで確認しています。また 保護者には、毎月ほけんだよりを発行し、園の健康に関する方針や取組を伝えています。入園後の既往症、予防接種について、保護者からの定期的な連絡で保育士が取りまとめ、記録することが期待されます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 毎月身体測定を行うとともに、内科健診年2回、歯科健診年2回、尿検査年1回（幼児クラス）を実施しています。保護者へは当日中に文書で検査結果をお知らせしています。身体測定の結果は連絡帳アプリで連絡しています。当日欠席した場合は別の日に受けられるようにしています。肥満や、痩せ気味などの場合は個別に連絡し、相談に応じています。歯磨きはコロナ禍前は、全員が行っていましたが、現在は幼児クラスのみ行っています。丈夫な歯で良く噛み、美味しく食べるためにも、歯磨きの大切さを伝えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」を整備し、子どもへは適切に対応しています。食物アレルギー疾患のある子どもの確認は、入園前の面談で「重要事項説明書」により保護者に十分説明し、医師の指示書等を提出してもらい、内容と対応の確認をしています。これにもとづいて食事の除去食対応を行い、保護者には毎月献立表を用いて「除去食」の確認をしています。給食時には、食物アレルギー児専用の場所に、パーテーションを置き、専用のテーブル、トレー、食器を使用し、名札を付けて食事を提供しています。給食の配膳時に調理員、保育士が連携し、声出し、指差し確認を給食室、保育室でダブルチェックを行い、提供時には本人の名前を呼んで返事を確認しています。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について、研修等により必要な知識・情報を得、保育に生かしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>
 年間の食育イベント計画を作成し、毎月の食育では、食材に触れ、調理する事に加え、食材の栄養に関する知識を分かりやすく伝えています。食材に興味を持てるよう、バケツやプランターで、米や野菜を育て、刈り取りをし、旬の野菜に触れる取組をしています。食事は机を配置し、友だちと一緒に食事していますが、現在はコロナ禍の為、横に並び前を向いて話をせずに食事をしています。食器は、陶器を使用しています。年齢に応じた大きさや、深さの違う皿を準備しています。日々子どもたちの食事の様子を観察し、食べやすそうな形状や濃さを調理担当に伝え、より食べやすくなるように工夫しています。食育の一環として子どもたちと共に商店街に買い物に行き、肉屋や魚屋を訪問し、調理では米の研ぎ方や野菜の切り方を学んで保護者からも喜ばれています。誕生会では午前中保護者も参観し、給食を試食できる機会を設けています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>
 献立は法人の栄養士が立て、法人で統一された食事が提供されています。子どもの食べる量や好き嫌いは各クラス担当職員が把握しています。残食は調理担当が記録しています。給食会議でクラスの様子や、献立について話し合い、大幅な変更はできませんが味付けなどを微調整してもらうことで改善しています。一人ひとりの摂取量を把握したうえで、苦手なものも少しずつ食べられるよう対応しています。食の細かい子どもは保護者とも連携を密にして、本人に合った食事量を提供したり、良く食べたメニュー（献立）のレシピを伝えています。クラスに献立表を掲示したり、食べ物の絵本などで、食への興味が湧くように工夫しています。下膳する際、調理員が直接子どもたちに声をかけ、進み具合を確認するようにしています。調理員の衛生管理は、マニュアルに沿って適切に行われています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>
 保育所向けICTアプリを導入し、連絡帳もペーパーレスで実施しています。連絡帳のほか保育内容を全園児やクラス別、個人別にメール配信し、情報の共有に努めています。必要であれば、保護者と面談を行い、その都度内容を記録し、職員間で共有しています。保育の意図、目標、内容等は、重要事項説明書に記載してあります。ICTアプリの導入により、連絡帳がない幼児の家庭へも個別の連絡が出来るようになり、伝え漏れなどが減ると共に、日々の子どものちょっとした変化や気になる事項を保護者に伝えられることでコミュニケーションが取りやすくなっています。毎月の「園だより」や「クラスだより」で子どもたちの様子を伝えたり、エピソードを紹介しています。行事ごとのアンケートや年度末アンケート、運営委員会などで保育内容についての理解度を把握したり意見等を聞いています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b

<コメント>
 保護者とは、日頃からコミュニケーションを良く取るように努めています。個人面談時以外でも、いつでも保護者からの相談、報告等に対しては丁寧に傾聴し、信頼関係を築くよう取り組んでいます。保護者からの相談には、迅速な対応を心がけています。保護者の就労時間に配慮し、人に見られることがなく、音漏れしない二重扉のある相談室でゆっくり話せるようにしています。コロナ禍により、保護者懇談会は中止となっていますが、年2回の個人面談は例年通り行い、各家庭との連携を密にとっています。個人面談は、内容により、園長・主任が、職員に助言したり、面談に同席して対応する場合があります。保護者からの相談には、今後も個々の保護者の様々な思いや意向、多様な要望、不安や悩みに寄り添い対応することが課題と捉えています。保護者との信頼関係の構築に取り組んでいます。

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況についての把握に努めています。虐待対応・人権尊重に関するマニュアルがあります。朝の受け入れ時の視診をしっかりと行うように努めています。受け入れ職員とクラス担当職員がダブルチェックし、その場で保護者に聞き取り、確認しています。少しでも異変があれば、園長を通じて児童相談所や南区こども家庭支援課に相談するようにしています。家庭での食事摂取の状況なども観察し、注意を払っています。見守りが必要な場合には、子どもの日々の変化などを、全職員で共有しています。家庭支援が必要な場合には日常的に話し合い、保護者の精神面、生活面の援助をしています。職員は虐待や保護者支援に関する外部研修に参加すると共に、園内研修では講師となり研修内容を他職員にも伝え共有しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 職員は「年間指導計画」「月間指導計画」「週案」で定期的に振り返り、見直しをして記載欄に記入しています。子どもの心や意欲、つぶやき、取り組む姿勢などを丁寧に拾い、記載しています。振り返りの中で、自己評価を行い、配慮事項、子どもの姿、今後に向けての援助などを見直し、次月の保育に繋げる計画を立て、活かす努力をしています。職員は年度初めに一人ひとりが自身の「個別目標」を作成し、上期・下期に自己評価をし、合わせて、「行動評価」で項目ごとの振り返りを行い、園長と面談し、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。職員の自己評価や話し合いから、園としての課題を抽出しています。法人では中間・期末の2回、園の運営について職員全員が自己評価を実施して纏め、園としての結果を、ホームページに掲載しています。</p>	